

# 協働のまちづくりに 向けて



平成19年3月  
熊谷市 市民活動推進課

## 『市民との協働のまちづくり』について

「きょうどう」という言葉を、耳にすることが多くなったと思います。  
字に表すと『協働』と書きます。  
では、この『協働』とは、どんなことかご存知ですか。

あなたのご近所でも、公園のトイレが汚れていて使う気にならないとか、ゴミ出しの決まりが守られない、商店のシャッターやコンクリート塀に落書きが描かれていたり、タバコのポイ捨てが目立つなど、首を傾げてしまうことが沢山あります。

また、地球温暖化が叫ばれ、エアコン温度の設定や公共交通機関の積極的な利用、アイドリングストップなど省エネが求められています。

こうした問題に対して、市民一人ひとりが自分のこととして考え、行動していくことが、『協働』のはじまりです。

市民の自発的活動の重要性が認識されるようになったきっかけとしては、阪神淡路大震災で多くのボランティアが救援、復興活動に率先して活躍し、その活動が社会から高い評価を受けたことがあげられます。

そして、市民活動に対する社会の関心も加速度的に高まり、一過性のものではなく、継続的に運営できるよう、市民活動を支援する法律を制定する動きが起こり、平成10年に特定非営利活動促進法(通称NPO法)が成立しました。

このような社会の動きのなか、よく目を凝らし、耳を傾けると、身近なところでも協働の新たな動きが見えたり聞こえたりしてきています。

例えば、20～30代の若者が「まち」のゴミ拾い活動をしています。また、子供たちが犯罪や交通事故に遭わぬよう地域の人々が見守ったり、防犯パトロールを自治会などが自主的に行っている地域もたくさんあります。さらに、福祉施設へ出掛けて、お年寄りや子どもたちのために活動するグループもあります。

趣味や豊富な知識・経験を社会のために活かしている団体もあります。

市民一人ひとりが自発的に活動することによって、「元気なまち」はつくられます。そんな思いのある個人や団体の活動・行動が、今、「まちづくり」に求められているのです。

今後、「市民と行政の協働のまちづくり」の指針を作成していきますが、本冊子では、『市民と行政の協働について』基本的な事項をまとめました。

※「まちづくり」ここでは、道路や公園などの街づくりばかりではなく、健康、環境、福祉なども含めた、さらに住みよい熊谷をつくっていく取り組みすべてをいいます。

## I.協働のまちづくり

### 1.「協働のまちづくり」の推進

これまでの行政が行う公共サービスは、公平性を重視するあまり、画一的で一律になりがちでした。

また、社会変化による公共サービスに対する社会的ニーズが多様化するとともに、少子高齢化等により行政サービスだけでは、解決できない身近な課題が発生しています。

たとえば、少子化に関連した子育て支援、高齢化に対する介護予防や地域での見守りといった課題は、法律や条例などの整備だけでなく、多くの市民の参画を必要とします。

協働のまちづくりとは、「市民ができること」「地域ができること」「行政が行うこと」という原点に戻り、市民と行政が力を合わせ、地域づくり・まちづくりを目指していこうというものです。

### 2.地域づくりからはじまる「まちづくり」(地域コミュニティとの協働)

まちづくりは、全国一律のまちづくりから、地方分権により地域自治体ごとにそれぞれが知恵を出し合い、市民の身近なところからのまちづくりへと主軸を移しています。

本市でも、地域特有の資源や伝統に培われたお祭り、地域の環境などを活かした活動、あるいは各種行事・イベントなど、地域が自発的に、新たなまちづくりの活動を実施できる施策を推進しています。

### 3.公益的市民活動団体(ボランティア団体、NPO法人等)との協働

公益的市民活動団体は、公平性を重視する行政や、営利を目的とする企業では、適切に対応しきれない分野での公共サービスを提供する新たな公共の担い手として期待されています。

また、公益的市民活動団体には、市民と行政機関との橋渡しや諸課題を提起するという役割も期待されています。

さまざまな課題に対して、公益的市民活動団体との協働で、改善を図ることもできます。

### 4.新たな課題への対応

少子高齢社会、人口減少社会に突入した現在、市民生活における課題は多様化、複雑化しています。また、三位一体の改革による地方分権が進むなか、真の市民自治の推進が求められています。本市でも市民の参画を得て、自治基本条例の制定や総合振興計画の策定が行われています。これらの新たな課題に対して、市民の参加を得たまちづくりとともに、市民と行政の協働のまちづくりが必要となってきました。

## Ⅱ. 公益的市民活動団体

営利を目的としない民間組織、ボランティア団体、NPO法人などを総称します。

### 1. NPO法人

特定非営利活動促進法に規定されている条件を満たし、所定の書類を所轄庁に提出することにより、認証され、法人格が取得できます。

- \* 所轄庁 ・事務所が所在する都道府県知事
- ・二以上の都道府県に事務所を設けるものは内閣総理大臣

#### ① 法人格を取得する理由

団体として契約ができる、団体として財産を取得できる、信用を得られる、法人格があった方が活動しやすいなどの理由があげられます。

しかし、法人格をもたない団体より優れているとか、行政が認めた団体であるということではありません。

#### ② 営利と非営利

企業は、利益配分を目指し営利を目的としています。NPO法人は、営利活動をして利益が出た場合でも、社員に配分することはできません。こうしたことから、非営利の組織といわれています。利益は、法人の設立目的を達成するための次の事業資金として使用することとなります。

### 2. ボランティアとNPO法人

ボランティアが基本的に無報酬であることに対して、NPO法人は、組織維持のため収益を上げることが必要であり、スタッフの人件費を支払うことができます。

ボランティア団体が個人の集合体的な団体であるのに対して、NPO法人は、法人登記や財産、活動内容、収支報告等情報公開が義務付けられている組織です。

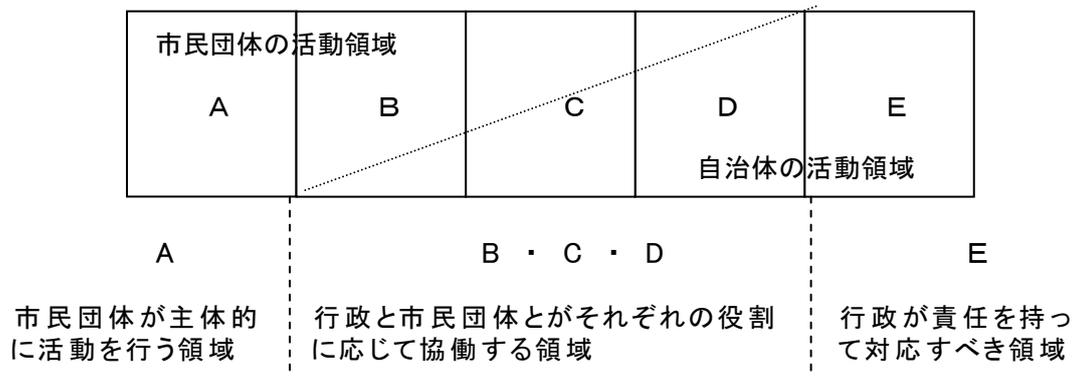
### 3. 地域コミュニティとNPO法人

自治会等地縁型の組織が地域または団体の互助、共益目的により組織化され地域型コミュニティといわれるのに対して、NPO法人などの公益的市民活動団体は、自立的に特定の公益目的の実現のために組織され、目的型コミュニティといわれます。

### 4. NPO と行政の活動領域

NPO と行政それぞれの活動領域の関係については、下記の図のように表せます。

【地域の社会サービスの供給における市民団体と自治体の役割分担の諸領域】



(出典)「時代が動くとき」 山岡義典 著 ぎょうせい 1999 P131

### Ⅲ. 『協働事業提案制度』

#### 公益的市民活動団体と行政の協働事業

協働の1つとして、協働事業提案制度があります。

協働事業提案制度は、NPO法人等の公益的市民活動団体が、市民の目線で、その団体の得意分野について事業提案を行い、その団体に行政が事業を委託するものです。提案された事業については、提案者と行政が実現方法等について、十分に議論を重ね、事業化を目指し精査します。

行政側のコスト削減効果もありますが、市民の細やかな対応が可能となり、大きな効果となります。

実施にあたり、次の点に留意する必要があります。

#### 1. 公益的市民活動団体と行政の相互理解

協働事業の委託先となる公益的市民活動団体は、特定の目的をもって活動している団体であり、それぞれ組織体系も運営方法も異なります。

公益的市民活動団体と行政が協働していくにあたって、性格の異なるもの同士が、それぞれの長所を活かして協力するには、相手をよく理解するように努めなければなりません。

公益的市民活動団体の、地域社会の課題に取り組んでいく「自発性」「チャレンジ性」、地域生活に密着して横断的なサービスを提供する「総合性」、地域に貢献することを通じての「自己実現の重視」、自分たちが直面している課題を仲間とともに解決していく「当事者性」などの特性が、協働事業において活かされます。

#### 2. 協働事業における関係

市民と行政の協働の基本は、行政の仕事と、民間活動との連携です。

行政への市民参加や市民活動団体への業務委託は、行政の仕事の範囲における市民との連携であり、協働の一つの形態ではあっても、基本形ではありません。

協働事業は、自立したもの同士の、対等の関係の中から生まれます。

そして、協働事業においては、それぞれ公益的市民活動団体と行政とが責任や権限をどのように分担するのかを常に明確にしておく必要があります。

#### 3. 協働事業の評価

協働事業は、公益的市民活動団体と行政だけの関係ではなく、共通の目標に沿って働きかける対象として、必ず第三者の存在があります。

協働した公益的市民活動団体からだけでなく、この第三者からどう評価されるかが重要です。

仮に、公益的市民活動団体と行政が互いに満足できても、第三者から評価されなければ、協働事業は成功したことにはなりません。

#### IV.協働のまちづくりに向けて

事業を進める過程では、公益的市民活動団体と行政の間で意見が合わずに反発したり、うまくいかないこともあるでしょう。しかし、定型化された処方箋はありません。

また、公益的市民活動団体との協働に費やす時間やエネルギーなどを非効率であると感じ、その先にある素晴らしい成果を見落とし、協働することをためらってしまうことも起こりがちです。

協働のまちづくりを進めるうえでの基本的な考え方を次のように整理してみました。

市民の手と行政の規範が一緒になったのが「市民と行政の協働」です。

「協働」・「まちづくり」……難しいことのように考えがちですが、日常的に、私たちが関係していることです。

試行錯誤を重ね、お互いに学び合いながら、行動していくことが求められるとともに、いい意味での緊張感を保ちながら、公益的市民活動団体と行政のパートナーシップを築いていくことが大切です。

公益的市民活動団体と行政は、遠い存在ではなく、お互いに公共サービスの提供者であり、適切な役割分担を図りながら協働のまちづくりを推進して参りたいと考えます。

#### V.言葉の定義

##### 協働

協働とは、市民・公益的市民活動団体と行政が、対等な立場で共通の目標に向けて協力することです。

したがって、共通の目標を明確に持ち、互いに良好な協働関係を築いていくため、相互理解を深めることが大切です。

このため、意見交換、情報交換の場を積極的に設定することも必要です。

##### 参加と参画

参加は、すでに決定していることに形式的に加わること。

参画は、企画や決定の段階から積極的、主体的に参加し、意見を反映させていくことです。

##### 公益的市民活動団体

公益的市民活動団体とは、特定非営利活動法人(NPO法人)、ボランティア団体、そのほか自主的に不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として活動を行う団体です。ただし、営利活動、宗教活動、政治活動、特定の公職若しくは公職の候補者の推薦等を目的とする活動を行うものを除きます。

##### NPO法人

Non Profit Organization 特定非営利活動法人の略。

国または県の認証を経て登記している法人です。活動分野は、法律に定められた17項目に区分され自らの活動分野を届出しています。法人として、多様な市民のニーズに、機動的かつ効果的に対応することができ、極め細かなサービス提供を得意としています。

一般企業と変わらない事業展開をする法人や市民活動団体が信頼・信用を得るために法人化することもあります。スポーツ・学術・文化研究をしている団体もあります。

政府・自治体や私企業とは別の独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のことです。

## NGO

nongovernmental organization 非政府組織。

平和・人権問題など国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織です。

NPO法人と似ていますが活動範囲が大きく違い、日本国内全域だったり、海外で活動したりしています。

## 地域コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。

町村・市域・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきを持つ共同体。代表的なものとして地域自治会があります。

## 市民活動支援センター

市民活動団体やNPO法人などが、自らの目的・目標を遂行するために、小規模集会場、会議室、資料室、展示室、IT機器、メールBOX等備え、実費程度の負担で活用できる施設のことです。公設公営・公設民営で運営されている事例が多く、民設民営は施設取得費に課題が多いため事例は少数です。

## 市民ニーズ

needs 必要。要求。需要。

「市民のニーズに応える」「消費者のニーズが多様化する」などと使われます。

行政としては、全てを受け止めることはできませんが、ニーズを的確に掴みとることは重要なことといえます。

## パブリックコメント制度

政策等の案を事前に公表し、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。この制度の実施により、政策形成の過程における公正の確保と透明性の向上が図られるとともに、市民の市政への参画を一層推進することができます。

## 指定管理

指定管理者制度により、公の施設の管理運営を民間(指定管理者)に委託するものであります。

指定管理者制度には、行政のコスト削減を図る効果とともに、利用者の利便性や施設の有効活用も期待されています。

施設の役割によっては、市民活動団体やNPO法人の方がより市民のニーズに応える運営ができることもあります。

## まちづくり

自分が暮らす「まち」は、快適で豊かでありたいと誰もが願っています。この思いは市民・個人ばかりでなく、行政機関・公的機関・学術関係者・産業界・市民団体など全ての人々に共通の思いでもあります。

しかし、「まちづくり」は、語る人の立場や環境・状況によって描かれる構図が変わります。しかし、より良い熊谷市を創っていこうという思いは同じです。